平成２１年（フ）第１９４５５号
神奈川県横浜市青葉区荏田西２丁目７－２－Ⅲ－110
債務者　黒津　景子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４５９号
東京都調布市入間町３丁目10－４－203
債務者　佐藤　　功
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４６０号
東京都板橋区大山町１－10－７
債務者　神谷　敏之
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４６１号
東京都葛飾区白鳥２丁目16－８－302
債務者　土屋　保子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４６２号
埼玉県戸田市美女木２丁目１－12－203
債務者　平田　真美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４６３号
埼玉県戸田市新曽南１丁目６－６－202
債務者　野澤　　良
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４７４号
千葉県市原市五井5348
債務者　大木米子こと　大木　ヨネ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４７５号
神奈川県横浜市都筑区池辺町3232－301
債務者　村田　祐介
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４７８号
東京都町田市野津田町1758－２
債務者　吉野　治一（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４７９号
埼玉県さいたま市桜区田島６丁目２－６－509
債務者　渡部久美子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４８５号
東京都荒川区東日暮里２－17－７－202、住民票上の住所東京都荒川区荒川４丁目12－８
債務者　鈴木　鈴枝（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４８６号
東京都国立市北２丁目27－11
債務者　石橋　光春
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４８７号
東京都中野区南台３丁目４－６
債務者　原田　眞吾
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８１号
神奈川県相模原市藤野町吉野1416番地10
債務者　小坂　優子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７２６号
岡山県倉敷市児島柳田町412番地15
債務者　江本　圭子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部